

# 奨学寄附金の取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人昭和女子大学が設置する昭和女子大学（以下「本学」という。）における本学常勤教員（以下、「教員」という。）の研究助成を目的とする寄附金（以下「奨学寄附金」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において、「奨学寄附金」とは教員が行う研究教育活動のための経費に充てることを目的に受け入れる寄附金をいう。

- 2 前項の奨学寄附金には、教員が研究助成団体等の募集する事業へ応募し採択されることによって行う研究のための助成金（以下「研究助成金」という。）を含む。

## (申請)

第3条 奨学寄附金を寄附しようとする者は、学長宛に奨学寄附金申込書を提出しなければならない。

- 2 研究助成金に採択された者は、採択通知その他の書類をもって学長に届け出なければならない。

## (受入の制限)

第4条 奨学寄附金を受け入れることによって既定予算以外の財政負担を生じるものについては、受け入れないものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる条件が付されている奨学寄附金は、原則として受け入れないものとする。

- (1) 奨学寄附金により取得した財産を寄附者に無償で譲渡すること
- (2) 奨学寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること
- (3) 奨学寄附金の使途について、寄附者が会計検査を行うこと
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により奨学寄附金の全部又は一部を取り消すことができること

(5) 前各号に掲げるもののほか、学長が特に支障あると認めるもの

(受入の決定)

第5条 学長は第3条の奨学寄附金申込書を受理したときは、稟議規程及び稟議手続細則に定める所定の手続きを経て、決裁手続きをさせるものとする。

(決定通知)

第6条 学長は、前条に基づき奨学寄附金の受け入れが決議されたときには、寄附者、経理責任者及び寄附を受けようとする教員に通知するものとする。

(奨学寄附金の支払い)

第7条 寄附者は、前条の決定を受け、奨学寄附金を本法人名義の口座に送金するものとする。

(奨学寄附金の配分)

第8条 学長は、寄附を受ける教員には奨学寄附金の95%を配分するものとする。ただし、第2条第2項に規定する研究助成金の場合にあっては、その全額を配分する。

(奨学寄附金の経理)

第9条 奨学寄附金の経理は、「昭和女子大学経理規程」に定めるところにより行う。

2 奨学寄附金は、寄附者が指定する研究期間内での執行を原則とする。

3 寄附者が研究期間を指定していない場合は、常勤の身分を有している間、執行できるものとする。

4 第2項において、研究期間を延長する場合は、寄附者及び学長の承認を得た上で、延長した研究期間内で執行するものとする。

5 第2項の研究期間又は第4項の延長後の研究期間終了後に執行が必要な場合は、執行を認める場合がある。

6 前項に係る執行の事由及び期間については、別に定める。

(奨学寄附金の指定先の変更・移し替え)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附者と協議のうえ、学長に願書を

提出し、承認を得なければならない。

(1) 他研究機関への異動に伴い、奨学寄附金の指定先を他の教員に変更する場合

(2) 他研究機関への異動に伴い、奨学寄附金を当該他研究機関に移し替える場合

2 寄附を受けた教員が死亡した場合又は連絡不可能となった場合、奨学寄附金の使途について、学長の判断により行うものとする。

(備品の取扱い)

第11条 奨学寄附金により、研究の必要上、本学において新たに取得した設備は、本学の所有に属するものとする。

(事務)

第12条 奨学寄附金に関する事務は、教学支援センター研究支援課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

〔新規制定〕平成16年4月15日理事会決定

2. この規程は、平成21年9月17日に改定し、平成21年10月1日から施行する。

〔規程改廃の条文追加〕

3. この規程は、平成26年4月1日から施行する。〔短大廃止に伴う関係条文の改定〕

4. この規程は、令和3年4月1日から施行する。〔研究助成金を含めることに関する改定及び条文の整備〕

5. この規程は、令和4年4月1日から施行する。〔奨学寄附金の経理、奨学寄附金の指定先の変更、移し替えに関する条文の新設〕